

写

資料番号
No. 2-1

厚生労働省発基安第 1022001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

労働災害防止団体法第38条第4項の規定に基づき、別紙1「建設業労働災害防止規程変更案要綱」、別紙2「港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱」、別紙3「林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱」及び別紙4「採石業労働災害防止規程変更案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年10月22日

厚生労働大臣 外添 要一

(別紙一)

建設業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生管理体制等の新設

一 会員は、法令の定めるところにより総括安全管理者等を選任し、労働者の危険又は健康障害を防止する等の職務を行わせる等安全衛生管理体制を整備するものとすること。

二 会員は、事業場における安全衛生水準の向上を図るため、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めるものとすること。

三 会員は、労働者に対し、雇入れ時の教育等の安全衛生教育を行うものとすること。

四 会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、作業環境を快適な状態に維持管理すること等の措置を講ずることにより、快適な職場環境を形成するよう努めるものとすること。

第二 墜落による危険の防止に係る安全基準の充実

一 会員は、足場の組立て又は解体の作業を行う場合（軒の高さが十メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事において当該作業を行う場合を除く。）には、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平

成十五年四月一日付け基発第〇四〇一〇一二号「手すり先行工法に関するガイドラインの策定について」に基づく作業方法の導入等に努めること等、足場からの墜落による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

二 会員は、木造家屋等の低層住宅建築工事における墜落による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

第三 車両系建設機械等による危険防止対策の追加

一 会員は、車両系建設機械のブーム又はアームを上げてその下で点検等を行う場合に、安全ブロック等を使用すること等、車両系建設機械による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

二 会員は、高所作業車による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

三 会員は、クレーンによる危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

四 会員は、移動式クレーンによる危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

五 会員は、玉掛け作業による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

第四 木材加工用機械による危険防止対策の新設

会員は、木材加工用機械による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

第五 その他の災害防止対策の追加

一 会員は、土石流による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

二 会員は、爆発・火災による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

第六 有害物及び有害環境による健康障害防止対策の新設

一 会員は、石綿による健康障害を防止するための措置を講ずるものとすること。

二 会員は、粉じんによる健康障害を防止するための措置を講ずるものとすること。

三 会員は、有機溶剤による健康障害を防止するための措置を講ずるものとすること。

四 会員は、酸素欠乏等による危険を防止するための措置を講ずるものとすること。

五 会員は、振動による健康障害を防止するため、「振動障害総合対策要綱」（平成五年三月三十一日付け基発第二百三号）の遵守の徹底に努めるものとすること。

六 会員は、熱中症を防止するため、「熱中症の予防について」（平成八年五月二十一日付け基発第三百二十九号）の遵守の徹底に努めるものとすること。

七 会員は、一酸化炭素中毒の防止のため、「建設業における一酸化炭素中毒予防のためのガイドライン」（平成十年六月一日付け基発第三百二十九号）の遵守の徹底に努めるものとすること。

八 会員は、騒音障害の防止のため、「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成四年十月一日付け基発第五百四十六号）の遵守の徹底に努めるものとすること。

第七 健康の保持増進等の新設

一 会員は、常時使用する労働者に対し、雇入れ時及び定期に健康診断を行う等、健康診断等に関する必要な措置を講ずるものとすること。

二 会員は、労働者の健康の保持増進のため、健康測定、運動指導、メンタルヘルスケア、栄養指導及び保健指導を計画的かつ継続的に行い、健康増進対策が定着するよう努めるものとすること。

三 会員は、労働者に対し、労働時間等の状況に応じて、医師による面接指導を行うものとすること。

第八 建設業附属寄宿舎における火災の防止対策の新設

会員は、建設業附属寄宿舎を設ける場合には、適切な警報設備、消火設備、避難設備等を設け、当該設備の点検整備及び火気管理を徹底するものとすること。

第九　その他

その他所要の整備を図るものとすること。

第十　適用

この規程の変更案は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用するものとすること。

(別紙二)

港湾貨物運送事業労働災害防止規程変更案要綱

第一 石綿等による健康障害防止対策の充実

会員は、石綿等の荷の船内荷役作業又は沿岸荷役作業を行う場合においては、石綿作業主任者を選任し、作業を開始する前に石綿等の荷の状態について点検し、石綿等がその容器又は包装の破損等によりこぼれ、又は発散するおそれのあるときは、容器等の補修を行うこと等を行わせるものとすること。

第二 サンプリング作業に係る安全基準の追加

会員は、危険物等についてサンプリングによる検数・検定作業を行う場合は、当該作業に従事する検数・検定員に、爆発性、発火性、引火性等のある危険物等について当該作業を行うときには、あらかじめ静電気を除去する等の措置を講じさせるものとすること。

第三 健康管理の充実

一 雇入れ時の健康診断及び定期健康診断の項目に腹囲の検査を追加すること等、健康診断の項目に関する所要の整備を図るものとすること。

二 会員は、健康診断個人票のうち特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第四十条第二項に規定する特別管理物質に係る特定化学物質健康診断個人票については三十年間、石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第四十一条に規定する石綿健康診断個人票については当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなつた日から四十年間、それぞれ保存するものとすること。

三 会員は、労働者に対し、その労働時間の状況等に応じて、医師による面接指導を行い、その結果に基づき適切な措置を講ずるものとすること。

四 会員は、前号の規定により面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについでは、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条の九の規定に基づき必要な措置を講ずるように努めるものとすること。

第四 指揮監督者の教育の充実

会員は、作業中の労働者を指揮監督する者に対して教育を行うべき事項について、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関することを追加すること。

第五 危険性又は有害性等の調査等の実施等の新設

会員は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、業務に起因する危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等会員の事業に適合した安全衛生活動の実施に努めるものとすること。

第六 その他

その他所要の整備を図るものとすること。

第七 適用

この規程の変更案は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用するものとすること。

(別紙三)

林業・木材製造業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全衛生管理体制等の整備

一 会員は、作業方法又は作業手順を新規に採用し、又は変更するとき等に、建設物、設備、原材料、工具等による、又は作業行動その他業務に起因する危険性又は有害性等を調査し、その結果に基づいて、作業者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

二 会員は、作業者が長時間労働し、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、作業者の申出により、医師による面接指導を行うものとすること。

第二 蜂刺され対策の新設

会員は、蜂刺されのおそれのある場所で次に掲げる作業をさせる場合は、あらかじめ作業者に医師による蜂アレルギーの検査又は診察を受けさせ、重篤なアレルギー反応を起こす可能性のある作業者には、アドレナリンの自己注射器の処方及び交付を受けさせた後、当該作業地に携行させるよう努めるものとすること。

一 伐木、造材作業

二 伐木造材機械による作業

三 林業架線作業

四 林内作業車による集材作業

五 造木作業

第三 かかり木の処理方法等の明確化

会員は、かかり木が生じた場合には、作業者に、事前踏査の際に実地調査を行い、その結果に基づき携行が必要な機械器具等を決定する等必要な準備等を速やかに行わせるものとすること。

第四 スイングヤーダによる作業に係る安全基準の新設

一 会員は、スイングヤーダの据付け場所は、地盤が堅固なところとし、かつ、水平な場所を選ぶこと等を作業者に行わせるものとすること。

二 会員は、スイングヤーダによる架設作業について、集材方向ができる限り林地傾斜方向とすること等を作業者に行わせるものとすること。

三 会員は、スイングヤーダの運転について、安全装置が装備されている場合には、その装備目的に従つて使用すること等を作業者に行わせるものとすること。

四 会員は、スイングヤーダによる荷かけ作業を行う場合には、巻上げの前に、荷が抜けるおそれがないことを確認すること等を作業者に行わせるものとすること。

五 会員は、スイングヤーダによる荷はずし作業を行う場合には、集材中は、安全な箇所に退避しておくれこと等を作業者に行わせるものとすること。

第五 チエーンソーの取扱い作業に係る安全基準の追加

会員は、チエーンソーによる切り傷防止のための防護衣を備え付けるよう努めるものとすること。

第六 その他

その他所要の整備を図るものとすること。

第七 適用

この規程の変更案は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用するものとすること。

(別紙四)

採石業労働災害防止規程変更案要綱

第一 安全管理者等の職務の明示

会員は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める職務を行わせるものとすること。

- 一 安全管理者 労働者の危険を防止するための措置等に関する技術的事項を管理すること。
- 二 衛生管理者 労働者の健康障害を防止するための措置等に関する技術的事項を管理すること。
- 三 安全衛生推進者 施設、設備等の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置等に関する事項を担当すること。
- 四 産業医 健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置等に関する事項で医学に関する専門的知識を必要とするものを行うこと。
- 五 採石のための掘削作業主任者 作業の方法を決定し、作業を直接指揮すること等を行うこと。
- 六 採石業務管理者 採取計画の作成及び変更に参画すること等を行うこと。

第二 安全衛生教育の充実

会員が行う安全衛生教育に、次に掲げる教育及び研修を追加すること。

一 安全衛生推進者の能力の向上に関する教育

二 リスクアセスメントに関する研修

第三 健康の保持増進のための措置の充実

一 会員は、労働者に対し、労働時間の状況等に応じて、医師による面接指導を行うものとすること。

二 会員は、健康診断等に関する秘密の保持に関して、必要な措置を講じるものとすること。

第四 労働災害の報告の新設

会員は、事業場において発生した労働災害についての報告を提出するものとすること。

第五 その他

その他所要の整備を図るものとすること。

第六 適用

この規程の変更案は、厚生労働大臣の認可のあつた日から起算して九十日を経過した日から適用することとする。